

国土交通省四国地方整備局（以下「四国地方整備局」という。）は、令和7年11月21日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）第5条第3項の規定により、国営讃岐まんのう公園特定運営事業（以下「本事業」という。）に関する実施方針を公表した。今般、同法第7条の規定に基づき、本事業を特定事業に選定したので、同法第11条第1項の規定により客観的評価の結果をここに公表する。

令和8年3月5日

四国地方整備局長 豊口 佳之

特定事業「国営讃岐まんのう公園特定運営事業」の選定について

第1 事業の概要

1 事業名称

国営讃岐まんのう公園特定運営事業

2 公共施設等の管理者等

国土交通大臣 金子 恭之

※国土交通省設置法（平成11年法律第100号）第31条第1項に基づき国土交通大臣の事務を分掌する者

四国地方整備局長 豊口 佳之

3 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

(1) 名称

国営讃岐まんのう公園

(2) 種類

都市公園

4 事業内容

優先交渉権者の設立したSPCが、PFI法第2条7項に基づく公共施設等運営権の設定を受けた運営権者として、国営讃岐まんのう公園の運営等を実施する。

5 事業期間

本事業の事業期間は、事業開始日（令和9年3月頃）から事業終了日（令和30年3月31日）までをいう。なお、事業開始日から運営権効力発生日（令和10年4月1日）までを運営準備期間といい、運営権効力発生日から事業終了日までを運営期間という。

6 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権効力発生日から20年後の応当日の前日までとし、運営権は同日の終了をもって消滅する。

7 本事業の範囲

本事業の範囲は、以下のアからクに掲げるものとする。

- ア 運営準備業務
- イ マネジメント業務
- ウ 企画運営業務
- エ 維持点検業務
- オ 更新修繕業務
- カ 植物管理業務

- キ 利用サービス提供
- ク イベントの企画運営及び誘致

8 利用料金の設定及び收受

(1) 入園料金及び駐車料金

運営権者は、入園料金及び駐車料金について、四国地方整備局に届出を行った上で設定することができ、利用者からこれを收受し、自らの収入とすることができる。

(2) イベント手数料

運営権者は、第三者が本公園においてイベント利用等を行う際のイベント手数料について、四国地方整備局からイベント利用規則の承認を得た上で、設定することができ、第三者からこれを收受し、自らの収入とすることができる。

(3) 利用サービスの利用料金

運営権者は、原則として、利用サービスの利用料金を自由に設定し、利用者からこれを收受し、自らの収入とすることができる。

9 費用負担

(1) サービス対価

四国地方整備局は、運営権者に対して、サービス対価を支払う。

サービス対価は、優先交渉権者の提案価格に基づき、四国地方整備局及び優先交渉権者が決定するものとする。

運営準備期間におけるサービス対価は、運営準備業務の実施に係る費用等から算定する。

運営期間におけるサービス対価は、7のイからカの業務の実施に係る費用等から、運営権者の収入となる入園料及び駐車料の収入見込額を差し引いて算定する。

(2) 使用料

運営権者は、都市公園法施行令第20条に基づき、四国地方整備局に対して、公園施設の設置に係る許可、本公園の占用又は行為に係る許可に係る使用料を支払うものとする。

10 収益還元

運営権者は、7のキからクの業務から得た収益の一部を、運営権者自らが提案した収益還元の割合（シェア率）又は収益額に基づき、公園利用者に対する公益的なサービス¹に還元するものとする。還元の用途については、運営権者の提案によるものとするが、社会情勢や運営状況等の変化を踏まえて、随時、運営権者は、四国地方整備局の承諾を得た上で有効な用途に変更できるものとする。

¹ 公益的なサービスは、例えば高木の剪定や園路の補修等の四国地方整備局が実施することとされている更新修繕等とし、国の財政負担軽減に間接的に資するものとする。

第2 四国地方整備局が自ら事業を実施する場合とPFI事業として実施する場合の評価

1 評価方法

本事業をPFI方式により実施することにより、事業期間を通じた四国地方整備局の財政負担の縮減が期待でき、効率的かつ効果的に実施できることを選定の基準とし、次のとおり評価を行った。

- ① 定量的評価（事業期間を通じた国の財政負担額の評価）
- ② 定性的評価（公共サービス水準等の評価）
- ③ 上記による総合評価

2 定量的評価

(1) 前提条件

本事業を四国地方整備局が自ら実施する場合の財政負担額（以下、「PSC」という。）及びPFI方式により実施する場合の財政負担額（以下、「PFI-LCC」という。）の算定に当たり、設定した主な前提条件は次のとおりである。

なお、これらの前提条件は四国地方整備局が独自に設定したものであり、優先交渉権者の提案内容に基づき算出した額により評価する予定である。

項目	PSC	PFI-LCC	算定方法
四国地方整備局の収入の主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> • 入園料収入 • 駐車場の管理許可に係る土地等使用料 	なし	<p>PSCの入園料収入は、現行の入園料単価と将来人口推計を考慮した入園者数予測により算定した。</p> <p>PSCの駐車場の管理許可に係る土地等使用料は、過去の実績額等を勘案して算定した。</p>
四国地方整備局の支出の主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> • 本事業実施に係る委託費（内訳） <ul style="list-style-type: none"> ➢ マネジメント業務費 ➢ 企画運営業務費 ➢ 維持点検業務費 ➢ 更新修繕業務費 ➢ 植物管理業務費 ➢ 光熱水費 	<ul style="list-style-type: none"> • 本事業実施に係るサービス対価（内訳） <ul style="list-style-type: none"> ➢ SPC 設立費 ➢ 運営準備業務費 ➢ マネジメント業務費 ➢ 企画運営業務費 ➢ 維持点検業務費 ➢ 更新修繕業務費 ➢ 植物管理業務費 ➢ 光熱水費 ➢ SPC 運営費 ➢ 公募アドバイザー費 	<p>PSCの委託費は、過去の実績額等を勘案して算定した。</p> <p>PFI-LCCのサービス対価は、運営権者の創意工夫による以下を見込んで算定。</p> <ul style="list-style-type: none"> • コスト縮減効果 • PSCに比べ入園料・駐車場収入が増加

		▶ モニタリング費 (差引額) ▶ 入園料収入見込額 ▶ 駐車料収入見込額	
その他	事業期間 20 年	運営準備期間 1 年、事業 期間 20 年	-
共通事項	割引率：1.34% インフレ率：考慮しない		-

上記の前提条件に基づき PSC と PFI-LCC を比較した結果、現在価値ベースで約 4.0% の財政負担軽減効果（下表において「VFM」と表記）が期待できる。

項目	値
PSC（現在価値ベース）	（非公表）
PFI-LCC（現在価値ベース）	（非公表）
VFM（金額）	（非公表）
VFM（割合）	4.0%

また、運営権者には、利用サービス提供やイベントの企画運営及び誘致より得られた収益の一部を公園利用者に対する公益的なサービスに還元することを求めており、これにより四国地方整備局の間接的な財政負担軽減効果も期待できる。

加えて、業務内容・契約条件、モニタリング等の合理化が行われることで、四国地方整備局が自ら事業を実施する場合と比較して、事業実施時のリスクの軽減が期待できる。

3 定性的評価

本事業の実施により、以下の定性的効果が期待できる。

(1) 長期の事業期間による民間投資の促進、持続的な管理運営の実現

長期の事業期間を確保することで、民間による新たなサービスへの投資を促進するとともに、民間ノウハウの活用によって、社会の変化や多様化するニーズに対応した、持続的な管理運営を実現することが期待される。

(2) 入園料等の弾力的な設定による民間投資の促進、質の高いサービスの提供

入園料等の弾力的な設定により得られた収益を公園運営へ直接投資することを可能とし、公園施設の老朽化対策や、公園維持管理のデジタル化等による利用者に対する一層の利便性の向上を図り、質の高いサービスの提供を実現することが期待される。

(3) 周辺地域の活性化及び多様な社会課題への貢献

運営権者が自立的な公園運営を行うことで、公園を核とした周辺地域の観光や産業等との連携が多様化し、本公園の周辺地域の社会課題に貢献することが期待される。

4 総合評価

以上のことから、本事業は、PFI 事業として実施することにより、定量的評価及び定性的評価に係る効果が発揮されるものと期待できる。このため、本事業を PFI 法第 7 条に規定する特定事業として選定することが適当であると認める。